

別表第34 加圧防排煙設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 防煙区画壁

ア 固定壁

変形、損傷等がなく、間仕切りの変更等により撤去されていないこと。

イ 可動壁

(ア) 周囲の状況

周囲に可動障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 排煙口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(3) 排煙用の風道

ア 周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部

緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー

取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部

パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(4) 排煙機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

(オ) 制御装置

a 制御盤

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 表示

適正にされていること。

c 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

d 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

e ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

f 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

g 表示灯

正常に点灯すること。

h 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

i 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

j 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ 回転羽根

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(5) 排煙出口

周囲に排煙上障害になるものがないこと。

(6) 加圧式消火活動拠点

ア 区画変更等

拠点の区画に変更がないこと。

イ 区画の状況

区画内に消火活動上支障となるものがないこと。

ウ 開口部

(ア) 周囲の状況

周囲に開閉上支障となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

エ 通話装置

防災センターその他これらに類する場所と通話が明瞭に行えること。

(7) 給気口

ア 周囲の状況

周囲に給気上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(8) 給気用の風道

ア 周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部

緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー

取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部

パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(9) 給気機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

(オ) 制御装置

a 制御盤

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 表示

適正にされていること。

c 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

d 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

e ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

f 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

g 表示灯

正常に点灯すること。

h 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

i 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

j 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ 回転羽根

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(10) 空気逃し口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(11) 起動装置

ア 排煙口の手動起動装置

(ア) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

イ 給気口の手動起動装置

(ア) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

ウ 排煙口の自動起動装置

煙感知器は、自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(12) 耐震措置

アンカーボルト等に、変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、自動又は手動の起動装置の操作により、任意の区画で排煙機及び給気機の作動試験を行い、次の事項について確認すること。

(1) 排煙機

確実に起動すること。

(2) 給気機

確実に起動すること。

(3) 電動機の運転電流

適正であること。

(4) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないこと。

(5) 回転羽根

回転が正常であること。

(6) 空気逃し口

確実に開放すること。

(7) 扉の開放状況

扉の開放に支障がないこと。

(8) 可動壁

確実に作動すること。